

国産飼料の生産・利用拡大事業のうち飼料生産組織の規模拡大等支援の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第 2 の 7 の畜産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等は以下のとおりとする。

第 1 事業の内容

第 2 の事業実施主体が行う次の取組に要する経費に対し支援する。

(1) 飼料生産組織の規模拡大支援

飼料生産組織が飼料（粗飼料（稲わらを含む。）及び濃厚飼料（子実用とうもろこし、大麦及び大豆）をいう。以下同じ。）の生産・販売、作業受託の拡大を行うために必要な機械の導入や簡易倉庫の設置を行い、売上高等を向上させ組織運営の強化を図る取組

(2) 安定的な国産飼料の供給支援

飼料生産組織が飼料の生産・作業受託、稲わらの収集について、その規模を拡大し、畜産農家等に対し 5 年以上の長期供給契約を行い当該飼料又は稲わらを供給する取組への支援及びその実施のために必要となる推進活動、取組確認等に係る取組

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、交付等要綱別表 1 の事業実施主体の欄に掲げるとおりとする。

第 3 事業の要件

1 第 1 の (1) の取組について、事業の要件は、次のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、飼料の生産・販売、作業受託の規模拡大により、飼料生産作業を行う組織の運営強化を進めるため、地方公共団体（普及指導機関等）等を含めた検討会を設置し、地域の飼料需給状況を踏まえた組織の規模拡大・運営強化方針を作成し、飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大に必要な作業機械、飼料専用運搬車、堆肥散布車等の導入や簡易倉庫の設置に取り組むことができる。

(2) 事業実施主体は、組織の規模拡大・運営強化に向け、売上高又は飼料生産収穫に係る作業面積を増加させる目標を設定するものとする。

① 飼料の生産・販売、作業受託を拡大する場合

自ら収穫調製作業から販売まで行った飼料の売上、収集作業から販売まで行った稲わらの売上、飼料生産収穫に係る作業受託の売上及び稲わら収集に係る作業受託の売上の合計売上高（以下「飼料生産販売作業受託合計売上高」とする。）が取組前に比べ目標年度に 5 % 以上増加していること、又は導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあつては飼料生産作業面積を含む。）を、目標年度までに、取組前に比べ北海道では 20ha 以上、都府県で

は10ha以上拡大すること。

② 新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合

飼料生産販売作業受託合計売上高が目標年度に事業実施主体の総売上高の5%以上を占め、かつ、5ha以上の飼料生産収穫に係る作業を行っていること。

(3) 本対策の目標達成に向けた取組期間は3年間とし、取組最終年度の翌年度を目標年度とする。

2 第1の(2)の取組については、次のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、次に掲げる事業を実施するものとする。なお、第10により、事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を委託することができるものとする。

① (2)に定める取組に対する助成

② (2)に定める取組への参加申込者(以下「事業参加申込者」とする。)への申請手続支援

③ 事業実施主体が必要と認める場合に事業参加申込者に対して行う現地確認、取組確認等

④ その他第1の(2)の取組の推進に必要な業務

(2) 飼料生産組織が飼料の生産・販売、作業受託、稲わらの収集について規模拡大を行い、畜産農家等に対し5年以上の長期供給契約又は飼料生産に係る作業受託契約を結び飼料生産を行う取組に関し、当該飼料生産組織(交付等要綱別表1の7の(1)の事業実施主体欄に掲げるいずれかに該当し、土壌分析・飼料分析の実施を含む事業への参加に係る確認事項に同意している飼料生産作業を行う組織に限る。)が(3)に定める面積の拡大に係る要件を満たす場合において、当該飼料生産組織に対し、助成対象となる拡大面積等に応じて助成すること。

(3) 事業開始年度の飼料作物作付地(①に定めるもの)における飼料作物作付延べ面積(②に定めるもの)が、事業開始年度の前年度に比べ10%以上拡大していること。ただし、第1の(1)の取組を行う事業実施主体が、2の(2)に定める取組を行う場合には、第3の1の(2)①に掲げる作業の受託面積の拡大要件又は本項に定める作付延べ面積の拡大要件のいずれかを満たすこと。

なお、新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合については、飼料生産販売作業受託合計売上高が事業年度に事業実施主体の総売上高の5%以上を占め、かつ、稲わらの収集を除き、北海道では20ha以上、都府県では10ha以上拡大していることとし、稲わらの収集を新規に行う場合は、40ha以上拡大していることを要件とする。ただし、第1の(1)の取組を行う事業実施主体が、2の(2)に定める取組を行う場合には、第3の1の(2)②に掲げる作業の受託面積の拡大要件又は本項に定める作付延べ面積の拡大要件のいずれかを満たすこと。

① 飼料作物作付地は、以下のアからエまでのいずれかを満たす農地又は採草放牧地(放牧地を除く。以下同じ。)とする。

ア 飼料生産組織が所有する農地又は採草放牧地

イ 飼料生産組織に利用権(農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)が設定された農地又は採草放牧地(採

草放牧地として占用許可を受けた河川敷地を含む。)であり、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの条件を満たすものをいう。

(ア) 農地法(昭和27法律第229号)第3条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地

(イ) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)によって利用権が設定された農地又は採草放牧地

(ウ) 河川敷等の公共地でその管理者から使用許可を得ている土地及び面積が明らかな借入地。また、許可を得ている者が市町村、農業協同組合、利用組合等の場合は、これらと事業参加申込者又はその家族等との間で、それぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等(市町村等)が証明していること。

ウ その他、貸借契約書に目的、受託面積、貸借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの

エ 委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地であり、受託者が受託した作業を自ら行うことを約した契約に基づき、農地の所有者又は利用権が設定された者から農作業の委託を受けた飼料作物の作付地及び稲わらの収集作業地

② 飼料作物作付延べ面積は、以下の(ア)から(カ)までのいずれかの公的機関等の書類により確認できる飼料作物作付地及び稲わらの収集作業地において事業実施年度に飼料作物が作付けされた面積及び稲わらを収集する面積であり、単年性の飼料作物を二期作又は二毛作で作付けする場合には、1作目の飼料作物作付面積に、2作目の飼料作物作付面積を加えた面積とする。

(ア) 当該農地又は採草放牧地の取得並びに借入に係る農用地利用集積計画書(農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告されたものをいう。)

(イ) 農地法第3条の許可書

(ウ) 土地登記簿

(エ) 土地課税台帳

(オ) 農業委員会で整理している農地基本台帳、賃貸借契約等登録台帳等の公的機関の書類

(カ) 実測等(土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、(ア)から(オ)までの書類で確認が出来ない場合とする。)

(4) 事業実施主体は、第3の2の(2)の助成を行うに当たり、第1の(1)の事業実施主体による第1の(2)の取組を優先採択するものとする。

第4 事業実施の手続

1 事業実施主体候補者の選定は、畜産局長が別に定める公募要領(以下「公募要領」という。)により行うものとする。

2 事業実施主体候補者は、事業実施計画書(別紙2-6様式第1-1号又は第1-2号)等の必要な書類について、第1の(1)の事業実施主体は地方農政局長と調整の

上、第1の(2)の事業実施主体は農林水産省畜産局長(以下「畜産局長」という。)と調整の上、交付等要綱第7第1項に規定する交付申請書とともに提出するものとする。なお、公募要領に基づき提出した書類については、変更がない場合は省略することができるものとする。

3 交付等要綱別表2に規定する重要な変更の欄に該当する変更を行う場合は、第1の(1)の事業実施主体は地方農政局長と、第1の(2)の事業実施主体は畜産局長と変更する事業実施計画書(変更前を括弧書きで上段に記載して、その下段に変更後の内容を記載したもの。)を調整の上、交付等要綱第13第1項に定める補助金変更等承認申請書に添付するものとする。

4 第1の(2)の取組については次のとおりとする。

(1) 飼料生産組織である事業参加申込者は、事業実施主体が定める事業参加申込書(別紙2-6参考様式第1号の内容を満たすものとする。)を事業実施主体に提出する。

(2) 事業実施主体は、交付等要綱第7第1項の交付申請にあたり、別紙2-6別添1の実施手順に基づき取組確認等をしてから交付申請を行うこととする。

第5 事業の着手

1 本要領第4の事業の着手については、資材・機械の発注を含むものとする。

2 本要領第4の1のただし書により、補助金の交付決定前に事業に着手する場合において、あらかじめ第1の(1)の事業実施主体にあつては地方農政局長の、第1の(2)の事業実施主体にあつては畜産局長の適正な指導を受けた上で、本要領第4の2に基づき、交付決定前着手届を提出するものとする。

3 第1の(1)の事業実施主体が機械等の導入を行った場合は、その入札結果報告届を別紙2-6様式第6号により速やかに地方農政局長に届け出るものとする。

第6 事業達成状況の報告

1 第1の(1)の事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの各年度の達成状況について、翌年度の7月末日までに、達成状況報告書(別記様式第3号)に別紙2-6様式第3-1号を添付し地方農政局長に提出するものとする。

2 第1の(2)の事業実施主体は、達成状況報告書(別記様式第3号)に別紙2-6様式第3-2号を添付し、当該年度の事業の実施状況について、翌年度の7月末日までに、畜産局長に報告するものとする。

3 第1の(2)の事業実施主体は、必要に応じて、第1の(2)に取り組む事業参加申込者や委託先に対して改善指導等を行うものとする。

第7 事業の評価等

1 第1の(1)の事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに、事業評価報告書(別記様式第4号)に、別紙2-6様式第4号を添付し地方農政局長に提出するものとする。

2 畜産局長及び地方農政局長は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙2-6様式第5号により改善

計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

第8 助成の対象及び事業の実施基準

- 1 本要領第7の事業ごとの助成対象となる経費について、助成の対象となる経費は、別紙2-6別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 3 自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。
- 4 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、導入する機械等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 5 本事業により導入する機械等は、原則として新品とする。
ただし、第1の(1)の取組について、地方農政局長が特に必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）が、2年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- 6 既存機械等の代替として同種・同能力のものを再整備すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、本事業の補助の対象外とする。
- 7 本事業により導入する機械等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 8 第1の(1)の取組により、機械を購入する場合は、別紙2-6様式第7号等を参考に投資効率等を十分検討するものとし、当該農業用機械の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- 9 第1の(1)の取組により、リース方式で導入する場合は次のとおりとする。

(1) リース料助成金の額の計算方法

リースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額とする。なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

$$\text{① リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times \text{補助率}$$

$$\text{② リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times \text{補助率}$$

(2) リース事業者の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に機械等を納入する事業者を一般競争入札等により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を複数のリース事業者のなかから決定するものとする。

- 10 本事業は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- 11 第1の（2）に取り組む事業参加申込者は、5年間の飼料の長期供給又は飼料生産作業の受託に取り組むとともに、本事業により規模拡大した飼料作物作付地について、本事業の実施後も適切な管理・利用に努めるものとする。
- 12 第1の（2）に取り組む事業参加申込者は、契約相手先の畜産農家等が離農等により5年間の飼料供給ができなくなり、申請した取組の履行ができなくなった場合は、代替となる供給先又は飼料生産作業受託先を確保するよう努めるとともに、事業実施主体に速やかに報告を行う。報告を受けた事業実施主体は、事業参加者に改善を促すとともに、速やかに畜産局長まで報告をするものとする。

第9 機械等の管理運営等

- 1 事業実施主体は、導入した機械等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その目的に即して効率的な運用を図り適正に管理運営することとする。
- 2 本事業で導入した機械等については、本事業の実施及び飼料生産への影響がない範囲で他作物の生産作業に活用することができるものとする。
- 3 導入した機械については、見える箇所に事業実施年度、事業名、事業実施主体名を記載等するものとする。
- 4 事業実施主体は、収入保険や保管中の収穫物が天災で被災した際に補償対応できる民間事業者の損害補償保険等に加入し、経営リスクを軽減するよう努めるものとする。
- 5 事業実施主体は、本事業を活用しICT機械（スマート農機、GNSSガイダンスシステム、ほ場管理アプリケーション等）等を導入・利用する場合、そのシステムサービスの提供者とデータ等の保管について、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）に準拠した契約を締結するものとする。
- 6 農機が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター又はコンバインを導入する場合は、当該農機メーカーがAPI*を自社のweb サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を令和4年4月時点で整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする。なお、トラクター又はコンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これにあたらぬ。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

- 7 事業実施主体は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第50条第1項に基づく飼料の製造業者の届出及び同条第2項に基づく飼料の販

売業者の届出を行うものとする。

第10 事業の委託

第1の(2)の事業実施主体は、必要に応じて本事業の一部を適当と認める者に委託することができる。この場合において、事業実施主体は、別紙2-6様式第2号の事業委託協議書により畜産局長の承認を受けるものとする。

第11 他の施策等との関連

第1の(1)又は(2)の取組を行う飼料生産組織については、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めたチェックシートの取組内容について、自らがその生産活動の点検を行っていることを要するものとする。

第12 その他

この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙 2 - 6 別表

区 分	取組内容及び助成対象	助成範囲
<p>1 飼料生産組織の規模拡大支援</p>	<p>(1) 飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大に必要な機械の導入（購入、リース又はレンタル）に係る経費 (補助率：1 / 2 以内)</p> <p>※ 導入対象となる機械は、ほ場排水対策に必要な機械・機器、堆肥の運搬・散布、作付け作業～収穫調製作業～運搬作業(稲わらの場合は反転集草作業～収集梱包作業～運搬作業)に係るものとし、事業実施主体自らが作業に利用するものに限る。 ただし、トラクター及び無人トラクターは、本事業の実施（飼料の作付面積拡大）のために導入するその他の機械について、既存のトラクター及び無人トラクターでは能力又は台数が不足すると、地方農政局長が特に認めたものに限る。 また、堆肥運搬車及び飼料運搬車は、特装しているものに限る。</p> <p>(2) ICT機器の導入及びデータ活用</p> <p>① ICT機器の導入（購入、リース又はレンタル）に係る経費 (補助率：1 / 2 以内)</p> <p>② データの活用に係る経費 (補助率：1 / 2 以内)</p> <p>(3) 簡易倉庫の設置 取組年度に収集した稲わら（ラップされた稲わらは除く。）のうち前年度からの増加分を保管するビニールハウス等の資材費 (補助率：1 / 2 以内)</p>	<p>飼料の生産・販売、作業受託の拡大に必要な作業機械（汎用性のある運搬車両、フォークリフト、田植機等は補助対象外とする。）</p> <p>畦撤去、明渠設置作業、暗渠設置作業等のために必要な機械・機器</p> <p>G N S S ガイダンスシステム等の作業を支援する I C T 機器</p> <p>データの蓄積・分析等に必要なソフトウェア等</p> <p>原材料費</p>

<p>2 安定的な国産飼料の供給支援</p>	<p>(1) 畜産農家等に対し5年以上の長期供給契約を行う取組 基準年（事業参加初年度の前年度）から飼料の生産・作業受託、稲わらの収集について規模拡大を行った面積 (定額)</p> <p>(2) 安定的な国産飼料の供給支援の実施のために必要となる推進活動、取組確認等に係る取組 (定額)</p>	<p>拡大面積について 12,000円/10a (別紙2-6第3の2の要件を満たしたものに限り。)</p> <p>本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な経費</p>
------------------------	--	--

別紙2-6様式第1-1号(第4の2関係)

飼料自給率向上総合緊急対策事業(飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
飼料生産組織の規模拡大支援)実施計画書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 組織の規模拡大・運営強化方針

(1) 組織の設立に至る経緯

--

(2) 組織運営の現状と課題

--

※組織の収支状況、作業機械導入資金の準備状況、労働力確保の状況、作業安全対策の状況等
についての記載は必須。

(3) 組織の規模拡大・運営強化に向けた推進体制

--

※検討会の体制図を添付すること。

(4) 組織の運営強化に向けた取組内容

--

(5) 事業実施により見込まれる組織及び地域への効果

--

※中・長期に渡る経営の展望についても記載すること。

3 成果目標の設定

成果目標	取組前 ○年度	目標年度 ○年度
収穫作業を行い販売した飼料、 収集作業を行い販売した稲わら、 飼料生産収穫に係る作業受託、 稲わら収集に係る作業受託 の売上高	円 [算定根拠]	円 [算定根拠]
上記の飼料及び稲わらに係る作業面積	ha (うち、所有又は借り受けた ほ場での作業面積 ha)	ha (うち、所有又は借り受けた ほ場での作業面積 ha)

※取組前の数値については、直近3カ年のうち最も高い売上高を記載すること。

4 ○○年度組織の運営強化に要する経費 (円)

取組内容	総事業費			
	D=A+B+C	国庫補助金 A	実施主体負担 B	その他 C
(1) 飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大に必要な機械の導入				
(2) ICT機器の導入及びデータ活用				
(3) 保管場所確保の取組				
計				

※積算内訳を添付すること。

5 ○○年度組織の運営強化に向けた取組内容

--

6 ○○年度組織の運営強化に向けた月別スケジュール

取組内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考

年3月農林水産省策定)」に準拠した契約を締結する旨、記載すること。

※ トラクター又はコンバインの導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックをすること。「整備していない」にチェックがつけた場合は、整備しているメーカーの農機に変更するか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明する資料を提出すること。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

整備している（または整備する見込みである） 整備していない

(参考) API を自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、または整備する見込みである農機メーカー

(令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation (Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company (John Deere)、SDF group (SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

② 導入機械・機器の月別稼働計画

機械・機器の名称	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考

※月別の稼働計画日数を記載すること。

※機械の場合は年間作業見込面積等を備考に記載すること。

(2) 購入の場合

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物、対象作業			
	利用計画面積	(ha)		
	選定理由			
	能力決定根拠			
	※能力決定に当たっての計算過程を記載			
同様な作業機械の保有状況 (有する場合：型式・利用面積・取得年月・台数など)				

新品・中古の区分		
中古の場合、残存年数※		
購入価格（税抜き）	①	（円）
うちオプション分（名称）		（円）
購入価格（税込み）		（円）
購入費助成申請額	①×1/2	（円）
購入物件保管場所		
備考※※		

※中古の場合、残存年数は、法定耐用年数－経過年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる）を計算して記入し、2年以上の場合に限る。

※※中古の場合、中古でなければ導入が困難である理由を記載すること。

(3) リースの場合

対	機種名		数量	台
	型式名			
象	対象作物、対象作業			
	利用計画面積	(ha)		
機	選定理由			
	能力決定根拠			
械 ・ 機 器	※能力決定に当たっての計算過程を記載			
	同様な作業機械・機器の保有状況 (有する場合：型式・利用面積・取得年月 ・台数など)			
リース期間（開始年月～終了年月）	年 月	～	年 月	ヶ月
リース物件取得価格（税抜き）	①	（円）		
リース期間終了後の残存価格（税抜き）	②	（円）		
リース料助成申請額	③	（円）		
リース諸費用（税抜き）	④	（円）		
消費税	⑤	（円）		
事業実施主体負担リース料（税込み）	①－②－③＋④＋⑤	（円）		
リース物件保管場所				
備考				

リース料助成申請額は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること。

I	リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 補助率（1/2以内）
II	（リース物件価格 － 残存価格） × 補助率（1/2以内）

9 全体の事業計画

(1) 3か年の取組事項

取組年度	取組内容
1年目 〇〇年度	
2年目 〇〇年度	
3年目 〇〇年度	

10 事業実施主体の取組状況

(1) 直近3か年の所有又は借り受けたほ場で収穫作業を行った飼料の売上高及び作業面積
上段：円／下段：ha

作物名	〇年度	〇年度	〇年度	備考

※収集作業から販売まで行った稲わらの売上高及び作業面積も含む。

(2) 直近3か年の飼料生産収穫に係る作業受託の売上高及び作業面積
上段：円／下段：ha

作物名	〇年度	〇年度	〇年度	備考

※稲わら収集に係る作業受託の売上高及び作業面積も記載すること。

※備考欄には、委託農家戸数を記載すること。

11 畜産における「みどりのチェックシート」

「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)で定めたチェックシート
の取組内容について、自らがその生産活動の点検を行うこと(⑦など飼料生産に該当しない項目は除く。)



12 添付書類

- ・地方農政局長が必要と認める資料

注) 交付等要綱第18第1項に定める実績報告に添付する際は、「飼料自給率向上総合緊急対策事

業（飼料生産組織の規模拡大等支援事業のうち飼料生産組織の規模拡大支援）実施計画書」を「飼料自給率向上総合緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援事業のうち飼料生産組織の規模拡大支援）実施報告書」に、「4 〇〇年度組織の運営強化に要する経費」を「4 〇〇年度組織の運営強化に要した経費」に、書き換えて提出すること。

また、記載内容は実績を踏まえたものとし、数値については計画と実績が容易に比較できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

なお、「9 全体の事業計画」、「10 事業実施主体の取組状況」の提出は不要とする。

3 委託先の主な取組内容と配分予定額

委託先名	主な取組内容	配分予定額
		千円

4 地区の概要

No.	都道府県	地区数	拡大面積 (a)	事業費 (円)	負担区分		備考
					補助金 (円)	その他 (円)	
合計							

5 事業推進の取組の概要

取組内容	事業費	補助金	備考

注：別途、経費の根拠となる積算等の資料を示すこと。

6 その他の留意事項

--

番 号
年 月 日

畜産局長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

○年度飼料自給率向上総合緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち安定的な国産飼料の供給支援）の事業委託協議書の承認申請について

○年度において、飼料生産組織の規模拡大等支援のうち安定的な国産飼料の供給支援を実施したいので、飼料自給率向上総合緊急対策事業実施要領別紙 2 - 6 第 10 に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

注：別添を添付すること。

事業委託協議書

団体名称			
住 所	〒 TEL () - FAX () -		
申 請 者 (代表者名)			
団体設立年月日		畜産技術者数	人
委 託 費	円		
委託内容			
委託理由			

注1：事業委託要領案等委託内容の分かるものを添付すること。

注2：委託業務を適正に行うことができる体制を有していること、経費の根拠となる積算等
を示す資料を添付すること。

別紙2-6様式第3-1号(第6の1関係)

飼料自給率向上総合緊急対策事業(飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
飼料生産組織の規模拡大支援)事業達成状況報告書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 組織の運営強化の取組状況及び効果

--

※2年目以降は、前年度分に追記していくこと。

3 成果目標の達成状況

単位：円

成果目標	取組前 ○年度	○年目 ○年度	目標値 ○年度	備考
収穫作業を行い 販売した飼料、 飼料生産収穫に 係る作業受託の 売上高(稲わら を含む。)				
上記の損益分岐点 売上高				

※取組最終年度の翌年度を目標年度とする。

4 導入した機器・機械の稼働状況

名称	導入年度	対象作業名	作業面積 (ha)	稼働時間 (h)	備考

5 飼料の生産・販売、作業受託の状況

(1) 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫に係る作業受託した作業面積（稲わらを含む。） (ha)

作物名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	備考

※備考欄には、作業受託の場合、その旨記載すること。

※必要に応じ、行を追加して記載すること。

(2) 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫に係る作業受託した売上高（稲わらを含む。） (円)

作物名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	備考

※備考欄には、自組織の構成員以外向けの売上高を記載すること。

※必要に応じ、行を追加して記載すること。

6 本事業の取組による他組織及び地域への波及効果

--

※2年目以降は、前年度分に追記していくこと。

7 飼料の生産・販売、作業受託に係る損益分岐点売上高算出根拠（稲わらを含む。）

下記の例を参考に作成すること。なお、同様のものを別に作成している場合はそれを添付すること。

(円)

	1年目	2年目	3年目
売上高・・・①			
変動費・・・②			
固定費・・・③			
限界利益・・・④=①-②			
限界利益率・・・⑤=④/ ①			
損益分岐点売上高・・・ ⑥=③/⑤			

(円)

	1年目	2年目	3年目
売上高・・・①			

(円)

	1年目		2年目		3年目	
	変動費・・・ ②	固定費・・・ ③	変動費・・・ ②	固定費・・・ ③	変動費・・・ ②	固定費・・・ ③
生産費						
一般管理費						
計						

※必要に応じて、行を追加すること。

※5年間の取組の場合は、4年目、5年目の状況を追加すること。

3 委託先の主な取組内容と配分予定額

委託先名	主な取組内容	配分予定額
		千円

4 地区の概要

No.	都道府県	地区数	拡大面積 (a)	事業費 (円)	負担区分		備考
					補助金 (円)	その他 (円)	
合計							

注：各地区ごとに取組確認等が実施されたことを確認すること。確認できなかった場合は備考に記載すること。

5 事業推進の取組の概要

取組内容	事業費	補助金	備考

注：別途、経費の根拠となる積算等の資料を示すこと。

別紙2-6様式第4号(第7の1関係)

飼料自給率向上総合緊急対策事業(飼料生産組織の規模拡大等支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援)事業評価報告書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 取組内容

--

3 事業実施による効果

--

※波及効果も記載すること。

4 成果目標の達成状況

成果目標	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	目標年度 ○年度	目標値 ○年度	達成率
収穫作業を行い販売した飼料、飼料生産収穫に係る作業受託の売上高(稲わらを含む。)							
上記に係る損益分岐点売上高	/					/	/
上記の飼料及び稲わらに係る作業面積	ha (うち、所有又は借り受けたほ場での作業面積)	ha (うち、所有又は借り受けたほ場での作業面積)	ha (うち、所有又は借り受けたほ場での作業面積)	ha (うち、所有又は借り受けたほ場での作業面積)	ha (うち、所有又は借り受けたほ場での作業面積)	ha (うち、所有又は借り受けたほ場での作業面積)	
	ha)	ha)	ha)	ha)	ha)	ha)	
事業実施主体の評価:							

※取組最終年度の翌年度を目標年度とする。

5 飼料生産・販売及び作業受託の状況

(1) 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫に係る作業受託した作業面積（稲わらを含む。） (ha)

作物名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	目標年度 ○年度	備考

※備考欄には、作業受託の場合、その旨記載すること。

※必要に応じ、行を追加して記載すること。

(2) 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫に係る作業受託した売上高（稲わらを含む。） (円)

作物名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	目標年度 ○年度	備考

※備考欄には、自組織の構成員以外向けの売上高を記載すること。

※必要に応じ、行を追加して記載すること。

6 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫作業に係る作業受託の損益分岐点売上高算出根拠（稲わらを含む。） (円)

	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	目標年度 ○年度	備考
売上高・・・①					
変動費・・・②					
固定費・・・③					
限界利益・・・④=①－ ②					
限界利益率・・・ ⑤=④/①					
損益分岐点売上高・・・ ⑥=③/⑤					

※算出根拠を添付すること。

番 号
年月日

〇〇農政局長 宛
(北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

事業実施主体名：

代表者氏名：

飼料自給率向上総合緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
飼料生産組織の規模拡大支援）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度から〇〇年度において実施した飼料自給率向上総合緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援）について、当初事業実施計画の成果目標の達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

番 号
年月日

〇〇農政局長 宛
（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名：

代表者氏名：

飼料自給率向上総合緊急対策事業（飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
飼料生産組織の規模拡大支援）入札結果報告届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告します。

記

対象機械等の契約名		
選定方法		
入札執行年月日		
入札立会者の所属・氏名		
入札予定価格（税抜き）		円
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
		円
入札回数		
契約業者名		
契約価格（税込み）		

契約年月日	
納品場所	
納入期限	
入札結果等の公表方法	
備考	

- (注) 1 「選定方法」については、交付等要綱第 11 に基づき行われること。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投げられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
- 8 本報告に際しては、競争入札等に参加業者の指名停止等に関する申立書の提出を添付すること(交付等要綱別記様式 2 号)。

別紙2-6 様式第7号 (第8の8関係)

1 事業効果総括表及び効果額の集計表

【事業効果総括表】

区 分	算 式	数 値	備 考
総事業費	①	千円	事業計画資料より
うち、機械購入に係るもの	②	千円	事業計画資料より
うち、その他	③	千円	事業計画資料より
年総効果額 (生産額増加効果)	④=(B)-(A)	千円/年	年総効果額算出表より
廃用損失額	⑤	千円	廃用損失額算出表より
総合耐用年数	⑥	年	総合耐用年数算出表より
還元率	⑦		利率率は4.0%
妥当投資額	⑧=④/⑦-⑤	千円	
投資効率	⑨=⑧/①		

※還元率=($0.04 \times (1+0.04)^n$) / (($1+0.04$)ⁿ-1) n=総合耐用年数

2 年総効果額算出基礎表

【経営収支計画】

区 分		○年 (取組前)	○年 (1年目)	○年 (2年目)	○年 (3年目)	○年 (目標)
作業面積 (ha)	生産・販売向け 飼料					
	作業受託(〇〇)					
飼料 販売	飼料販売量					
	稲わら販売量					
	販売件数(構成員)					
	販売件数(構成員外)					
収 入	飼料売上高					
	作業受託売上高					
	営業外収益					
	収 入 合 計	0	0	0	0	0
支	種苗費					
	肥料費					
	農薬衛生費					
	資材費					
	水道光熱費					
	燃料費					
	建物・施設取得費					
	機械・機器取得費					
	役員報酬					
	雇用労賃					
	共済掛金					
減価償却費						

出	修繕費					
	リース料					
	地代					
	借入金利息					
	租税公課					
	営業外費用					
	支出合計	0	0	0	0	0
所得	(A) 0	0	0	0	(B) 0	

※収入及び支出の区分の欄については、国産飼料の生産・販売、作業受託等に係るものとし、取組組織の状況に応じ、適宜項目の加除を行うこと。ただし、収入には補助金を含まないものとする。

3 事業効果総括表算出基礎表

- (1) 廃用損失額（既存施設残存価値）は、本事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合はマイナスの効果として計上する。

【廃用損失額（既存施設残存価値）算出表】

機械名	取得価格 (千円) ①	耐用年数 ②	取得年 (西暦)	使用年数 ③	使用可能年数 ④=② -③	残存率 ⑤=④ /②	残存価値 (千円) ⑥=①× ⑤	耐用年数 の根拠
合計							各⑥欄の 合計 0	

- (2) 総合耐用年数は、本事業で整備する施設、機械について、下表により算出するものとする。

【総合耐用年数算出表（事業対象工種別事業費・耐用年数表）】

機械名	事業費 ①	耐用年数 ③	単年度事業費(減価額) ②=①/③	耐用年数の根拠
	④=①の合計	⑥総合耐用年数 (④/⑤) 0	⑤=②の合計	

別紙2-6別添1（第4の4の（2）関係）

安定的な国産飼料の供給支援に係る取組確認等の実施手順

第1 事業参加申込者（取組実施後にあつては取組参加者とする。以下同じ。）は、取組確認等に当たり、別紙2-6第3の2に定める要件に係る資料等を取組確認等実施者に提供するものとする。

第2 取組確認等実施者は、以下に従い、事業参加申込者が別紙2-6第3の2に定める要件を満たしているか確認するものとする。その際、別紙2-6参考様式第2号及び参考様式第3号を活用することができる。

1 飼料生産組織の要件確認

- （1）作業日誌、購入・販売伝票等により、作業受託・出荷・販売実績を確認するものとする。
- （2）別紙2-6第3の2の要件を満たしていることを確認するものとする。

2 飼料作物作付面積の確認

- （1）取組確認等実施者は、事業参加申込者が事業参加申込書に正しく飼料作物作付地の面積及び飼料作物作付面積を記入しているか確認するとともに、別紙2-6の第3の2の（3）に定める面積に係る要件を満たしていることを確認するものとする。
- （2）取組確認等実施者は、参加申込書に記載されている飼料作物作付地について飼料作物が作付けされていることを確認するものとする。写真で確認する場合には、原則として、農林水産省農林漁業者向けスマートフォン用アプリケーション「MAFF アプリ」で撮影した撮影日時、位置情報付きの写真を用いて確認すること。なお、それによらない写真での確認は別紙2-6第1の（2）の事業実施主体と相談することとする。

3 申請書類等の保存状況の確認

取組確認等実施者は、事業参加申込者が本事業の申請書類、別紙2-6第3の要件を満たしていることが確認できる書類等を保存していることを確認するものとする。

4 現地確認

別紙2-6第1の（2）の事業実施主体が必要と認める場合は、取組確認等実施者は、事業参加申込者の事業所、飼料作物作付地等の現地確認するものとする。

別紙2-6 参考様式第1号 (第4の4の(1) 関係)

飼料自給率向上総合緊急対策事業 (飼料生産組織の規模拡大等支援事業のうち
安定的な国産飼料の供給支援) 事業参加申込書

1 事業参加申込者の名称

飼料生産組織名	
代表者氏名	

2 取組前よりも拡大する飼料生産・作業受託予定面積

a

3 事業開始年度の飼料生産・作業受託計画

	大字 (字)	契約相手 農家	面積拡大 の有無	1 作目 面積(a)	2 作目 面積(a)	1 作目 飼料作物名	2 作目 飼料作物名	確認書類等の名称
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
計								
総 計								

※10 アール未満を切り捨てとする。

※「契約相手農家」は、飼料生産作業受託の場合は委託した農家又は畜産農家を記載し、飼料を生産・販売した場合は、販売先の畜産農家を記載すること

※「面積拡大の有無」は、助成の申請対象となる面積拡大がある場合に○をすること。

※「確認書類等の名称」は、農用地利用集積計画書、農地法第3条の許可書、土地登記簿、土地課税台帳、農地基本台帳、耕作証明書、賃貸借契約書等登録台帳、河川占用許可証、実測図面、GPS等、具体的な名称を記載

※飼料生産・作業受託面積が増加する契約相手農家等との5年以上飼料を供給又は作業受託する契約書の写しを添付すること

4 事業開始年度の前年度の飼料作付・作業受託実績

	大字 (字)	契約相手 農家	1 作目 面積(a)	2 作目 面積(a)	1 作目 飼料作物名	2 作目 飼料作物名	確認書類等の名称
1							

2							
3							
4							
5							
6							
7							
計							
総計							

※ 10 アール未満を切り捨てとする。

※「契約相手農家」は、飼料生産作業受託の場合は委託した農家又は畜産農家を記載し、飼料を生産・販売した場合は、販売先の畜産農家を記載すること

※確認書類等の名称は、農用地利用集積計画書、農地法第3条の許可書、土地登記簿、土地課税台帳、農地基本台帳、耕作証明書、賃貸借契約書等登録台帳、河川占用許可証、実測図面、GPS等、具体的な名称を記載

5 畜産における「みどりのチェックシート」の自己点検

「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)で定めたチェックシート の取組内容について、自らがその生産活動の点検を行うこと(⑦など飼料生産に該当しない項目は除く)。

6 土壌分析・飼料分析の実施

・拡大する飼料作物作付地の土壌分析を実施すること

・生産する飼料について分析を実施すること

※別添の「事業参加に係る確認及び個人情報取扱いに関する同意書」を添付すること

事業参加に係る確認及び 個人情報情報の取扱いに関する同意書

1 事業参加に係る確認事項

1. 事業参加者は、飼料自給率向上総合緊急対策事業実施要領（4畜産第●●号令和4年●月●日農林水産省畜産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙2－6の国産飼料の生産・利用拡大事業のうち飼料生産組織の規模拡大等支援の事業細目及び具体的な手続等について（以下「事業細目等」という。）をよく読むなど、事業の趣旨や内容をよく理解し、自ら作成した実施計画に基づき取組を実施すること。
2. 事業参加者は、事業参加申込書等の内容に変更があった場合は、速やかに申し出ること。
3. 事業参加者は、事業参加申込を行った事業実施主体等による参加申込内容の確認及び取組確認等に協力すること。
4. 事業参加者は、申請の基礎となった証拠書類又は証拠物を事業翌年度から5年間保管するとともに、農林水産本省、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）及び取組確認等を実施する事業者からの求めに応じて提供すること。
5. 本事業に係る交付金の交付を受けた後に実施される確認の対象となった事業者は、取組確認等の実施に協力すること。
6. 飼料作物作付面積の取組確認などの本事業の実施に関し協力すること。
7. 本事業に係る交付金の交付を受けた後に交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合、取組確認や現地確認を拒否した場合、その他の実施要領に違反した場合には、交付金を返還すること。虚偽の申請や実施要領に違反した場合は、その後の本事業への申請を行わないこと。

2 個人情報の取扱いに関する同意事項

1. 個人情報の利用

農林水産省本省及び地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）及び本事業実施者は、飼料自給率向上総合緊急対策事業の交付金を交付するために、事業参加申込者から提供された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」その他関係法令に基づき適正に管理し、本事業に係る交付金の交付事務のために利用します。

2. 個人情報の第三者提供

(1) 農林水産省本省及び地方農政局及び事業実施者は、事業参加申込内容を確認するため、事業参加者の関係する地方自治体等に、必要最小限の参加申込内容を提供します。

(2) 農林水産省本省及び地方農政局は、優先採択を希望する事業参加者が条件を満たすかどうか、本事業実施者の求めに応じて情報提供を行います。

(3) 農林水産省本省及び地方農政局及び事業実施者は、本事業の交付金交付後の取組確認等を実施するため、事業参加者から提供された参加申込内容及び交付申請内容を、取組確認や現地確認等を実施する事業者提供します。

私は、1の事項について確認し、2の事項について同意します。

年 月 日
(本人署名)

別紙2-6 参考様式第2号 (別添1 関係)

飼料自給率向上総合緊急対策事業 (飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
安定的な国産飼料の供給支援) 事業結果報告書

1 事業参加者の名称

飼料生産組織名	
代表者氏名	

2 取組前よりも拡大した飼料作付・作業受託面積 (実績)

a

3 飼料作付・作業受託の拡大実績 (2の内訳)

	大字 (字)・地番	契約相手畜産農家	1作目面積(a)	2作目面積(a)	1作目飼料作物名	2作目飼料作物名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
計						
総計						

※ 10 アール未満を切り捨てとする。

※上記の行ごとの作付けがされている写真を添付すること。写真については、原則として、農林水産省農林漁業者向けスマートフォン・アプリケーション「MAFF アプリ」で撮影した撮影日時、位置情報付きの写真を用いること。写真の提出をしない場合は、取組確認等実施者の現地確認を受けること。

※契約相手畜産農家が飼料を受領したことがわかる書類を添付すること

※拡大した飼料作物作付地の土壌分析の結果がわかる書類、飼料分析の結果がわかる書類を添付すること

別紙2-6 参考様式第3号 (別添1 関係)

飼料自給率向上総合緊急対策事業 (飼料生産組織の規模拡大等支援のうち
安定的な国産飼料の供給支援) 達成状況報告書

1 地区の概要

(1) 農業者団体等の概要

地区名			
農業者団体等名称			
住所	〒		
申請者 (代表者名)	TEL () - FAX () -		
事業参加者数	組織	総拡大面積	a
拡大面積に対する 補助金	1万2千円/10a × 総拡大面積(a) ÷ 10 =		円

2 事業参加者の概要 (事業開始年度に前年度よりも拡大した飼料生産面積の内訳)

	飼料生産組織名	大字(字)・地番	1作目 面積(a)	2作目 面積(a)	1作目 飼料作物名	2作目 飼料作物名	作付 確認	飼料 受領	分析 実施
1									
2									
3									
4									
5									
6									
計									
総計									

※飼料生産組織ごとに記入すること

※10アール未満を切り捨てとすること

※事業参加者の提出写真による確認又は農業者団体等で現地確認した場合には、作付確認の欄に○をすること

※事業参加者が、契約相手畜産農家が飼料を受領したことがわかる書類を提出した場合には、飼料受領の欄に○をすること

※事業参加者が、土壌分析及び飼料分析の結果がわかる書類を提出した場合には、分析実施の欄に○をすること